

## I 問題と背景

発達障害は気づかれにくい障害であり、社会的適応能力に弱さがあるにもかかわらず、通常の学級においては、他の多くの子どもたちと同等の適応能力を求められる。そのため、学習面や行動面、対人関係において様々な適応困難な状態を示す場合が多い。本来の障害特性から引き起こされるこうした学習面、行動面、対人関係における様々なつまずきや失敗経験の積み重なり、周りからの無理強いなどの不適切な対応がくり返されると、精神的ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下などから、さらなる適応困難を招いてしまうことにもなる。また、学力不振だけでなく、不登校やひきこもり、反抗的な態度や反社会的行動等の症状として現れてくることもある。発達障害のある子どもの学校生活におけるこれらの不適応の問題は、本来の障害特性である一次障害によるものだけでなく、適切な対応がなされないことなどによる二次障害によるものも多いと考えられる。

また、発達障害の二次障害の症状には、情緒障害の状態と同様の症状を示すことがあり、選択性かん黙等の情緒障害の状態にある子どもの中には発達障害が背景にある子どもの割合が多いとの指摘もある（杉山, 2009）。選択性かん黙や神経性習癖等の心因性の情緒障害については、障害概念が必ずしも十分には整理されておらず、教育的対応も体系化されていない現状にある。

文部科学省の就学指導資料では、発達障害である自閉症と選択性かん黙などの心因性の情緒障害のある子どもは、いずれも情緒障害教育の対象となっているが、発達障害と心因性の情緒障害では、指導内容や指導方法が違うことが想定され、長く検討課題となっている。

現行の学校制度において、情緒障害のある児童生徒に対する専門的な教育の場は、通級による指導と特別支援学級である。通級による指導については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年4月1日施行）によって、学習障害者、注意欠陥多動性障害者が新たに通級による指導の対象になるとともに「情緒障害者」が「自閉症者」と「情緒障害者」に分類された。また、特別支援学級については、自閉症と情緒障害の原因や特性、特別な教育的配慮や指導の内容の違いを明確にする必要があることなどから、平成21年2月の「「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）」により、従前の「情緒障害特別支援学級」の名称が「自閉症・情緒障害特別支援学級」と変更された。現在、小学校に設置されている自閉症・情緒障害特別支援学級の多くは自閉症等への対応を中心としているが、中学校の特別支援学級では、自閉症等への対応を中心とする学級の他、不登校や選択性かん黙などの生徒を中心とする学級もある。また、情緒障害の症状が重篤なものについては、情緒障害短期治療施設や病院等（医療対応を必要とする場合）に設置されている特別支援学校や特別支援学級の分校、分教室等において対応している場合がある。

本研究では、発達障害の二次障害についての現状と課題を把握することから、その予防的対応について考察することを目的としている。学校現場では行動問題や不登校等の二次障害に対しては、これまで対症療法的な対応をしていることが多く、予防的対応という視